



新型コロナウイルスの影響に対処するための緊急財政対策に関する ACCJ、ANZCCJ、BCCJ、CCCJ、EBC および IBA JAPAN の共同声明

外国企業コミュニティは、自由民主党により4月3日に発表された、新型コロナウイルス（COVID-19）に関連する経済的影響により厳しい財政難に直面する企業および個人を支援するための幅広い財政措置を歓迎いたします。

外国企業コミュニティはこれらの措置を支持するとともに、会員から寄せられた意見および他国政府が講じている措置に基づき、以下の提言が検討されるよう提案いたします。これらの提言の中には、すでにメディアで政府が検討中であると報道されているものもありますが、それらの措置への我々の支持を示すものとして含まれています。

税のすべての申告および納付の猶予期間の導入

税務当局および納税者の事務負担や時間的負担、そして特に（源泉税等）電子申告および納付の利用できない申告や納付に係る健康リスクを可能な限り軽減するため、法人税、消費税、源泉税（給与、利子、配当を含む）、固定資産税を含むその他税のすべての申告および納付期限を自動的に延長することを提言いたします。この延長は中間申告および納付を含め、2020年2月1日から2020年12月31日に期限を迎えるすべての法人税、消費税、源泉税またはその他の税に適用されるべきです。また、延長の対象となる申告には申告書のみならず支払調書や共通報告基準（CRS）等の報告も含まれるべきです。この延長による猶予期間は、新型コロナウイルスにより困難な状況にあると示すことを必要とせず、6ヶ月間とするべきです。

また、2019年12月期の法人納税者の多くが今後数ヶ月のうちに2020年3月期の納税者と同様のキャッシュフローの問題に直面しますが、2月または3月に納税を行っているという不利益が生じているため、2020年2月もしくは3月以降すでに納税を行った納税者が電子申請により自動還付を受けられるようにすべきです。還付は、欧州において新型コロナウイルスによる経済的影響を軽減するためにすでに導入されており、このような方法は国際社会のアプローチと整合するものでもあると考えます。¹

1

https://www.finanzamt.bayern.de/Informationen/download.php?url=Informationen/Steuerinfos/Weitere_Temen/Coronavirus/Anleitung_USt-SVZ.pdf

Anleitung für durch die Corona-Pandemie betroffene Unternehmen zur Beantragung der Erstattung der Umsatzsteuer-Sondervorauszahlung beim Finanzamt Um die durch die Corona-Pandemie betroffenen

さらに、新型コロナウイルスによる財政難（例：収益の大幅な減少または損失）を示す納税者（法人もしくは個人）には12ヶ月の納付期限の延長を認めることを提言いたします。この財政難にあることを示す要件は税務当局および納税者にとって過度の負担となるべきではありません。さらに、納税し得る納税者による納税期限の延長の利用を奨励しないよう、2020/21年度に利益を上げた納税者には利息を課すことも考えられます。

社会保険負担の延長

2020年4月1日に開始し2021年3月31日に終了する期間において、雇用主および個人事業者の社会保険負担の延長を提言いたします。延長は、給付額や有効期間の算定に不利に働かないように行われるべきです。

2018年1月1日以降2020年12月31日までに開始する事業年度の欠損金の繰戻期間の延長

中小企業の法人納税者への軽減策として、2018年1月1日以降2020年12月31日までに開始する事業年度に発生した中小企業の欠損金の繰戻期間を1年間から5年間に延長することを提言いたします。また、資本金10億円以下の企業に2018年1月1日以降2020年12月31日までに開始する事業年度において欠損金の繰戻し期間を延長する措置を歓迎し、その期間を2年間にすることを提案いたします。さらに、同期間において、繰戻しされる欠損金については通常適用される繰越欠損金の使用制限を撤廃することを提言いたします。

リモートワーク期間中の報告要件の軽減

多くの企業は、会社内にて作成されなければならない報告書または文書を政府へ提出することが義務付けられています。これらは、規定上の制約あるいは法律上の要件により会社内部にて保存されている代表者印の押印等が必要とされることを要因とします。より多くの企業がリモートワークに移行し、その中で従業員の健康を守ろうとしていくうえで、これらの規定要件は企業にとって大きな負担となっています。法人税および消費税申告書は政府への申請により提出期限の延長の緩和策が提供されていますが、新型コロナウイルスの影響により困難な状況にあると示すことを要件とせず、上述の報告期限の延長（猶予期間）、または電子報告の受諾などを含むより幅広い対策が講じ

Unternehmen bestmöglich zu unterstützen und liquide zu halten, setzen die Finanzämter in Bayern auf Antrag die Umsatzsteuer-Sondervorauszahlungen für 2020 herab bzw. erstatten diese im Bedarfsfall gar vollständig wieder zurück.

[Tentative translation: Guidance for companies affected by the Corona pandemic on how to apply for reimbursement of VAT special advance payment. In order to provide companies affected by the Corona pandemic with the best possible support and to ensure liquidity, the tax offices in Bavaria will, upon request, suspend special VAT advance payments for 2020 or refund these, even in full, as required.

[意訳：新型コロナウイルスに影響を受けている企業への前渡金に係るVAT（付加価値税）の還付方法の通達。新型コロナウイルスに影響を受けている企業への最大限の支援と資金の流動性の確保のために、バイエルン税務署は要請の下で、2020年における前渡金に係るVATの非徴収および徴収分の（全額までの）還付を取り決めた。

られることを提言いたします。電子報告の手続としては、手書き署名、代表者印、原本提出の要件を緩和するものであり、電子署名、電子メールでの受領確認、PDF 等で代用することが考えられます。このようなアプローチは米国でも内国歳入庁職員のリモートワーク推進のために最近発表されました。²

他の財政関連補助金および給付

本共同声明では税制措置に焦点を当てていますが、私たち外国企業コミュニティは、新型コロナウイルスにより経済が影響を受ける中、従業員の雇用を守るための補助金の拡大または導入やリモートワークの普及を推進するための対策など、経済や個人を支援するために政府が実施する財政およびその他の措置を全面的に支援することを表明いたします。また、公務員の健康を一層守るべくリモートワーク化を推進するために官公庁の労働環境やビジネスプロセスを引き続き変えていくことを強く進言いたします。また、日本政府や地方自治体による新型コロナウイルスに関連する財政およびその他の措置を外国籍居住者が日本国籍保有者と同様に享受できることをお願い申し上げます。

日本社会の一員として、外国企業コミュニティは、この困難な期間において国の舵取りをする日本政府を支持することを表明します。

在日米国商工会議所 (ACCJ) www.accj.or.jp <https://www.accj.or.jp/index.html>

在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 (ANZCCJ) <https://www.anzccj.jp>

在日英国商業会議所 (BCCJ) <https://bccjapan.com>

在日カナダ商工会議所 (CCCJ) <https://www.cccj.or.jp>

欧州ビジネス協会 (EBC) www.ebc-jp.com

一般社団法人国際銀行協会 (IBA Japan) www.ibajapan.org

² <https://www.pwc.com/us/en/tax-services/publications/insights/assets/pwc-irs-relaxes-some-signature-requirements.pdf>